

沈没船から引き揚げられた財宝の所有権の帰属

—Treasure Salvors (1978) 事件と海上遺棄財産の帰属に関する英米の法理—

重田晴生

一 はじめに

二 Treasure Salvors v. Unidentified Wreck, etc. (1978) 事件

- (1) ガレオン船 *Atocha* 号遭難の歴史的素描—Treasure Salvors 事件の紹介の前に Treasure Salvors 事件
- (2) 事実の概要—フロリダ連邦地方裁判所判決—連邦控訴裁判所〔第五巡回区〕判決

三 海上遺棄物の帰属に関する英米の法律構成

- (1) イギリス法における法律構成
- (2) アメリカ法における法律構成
 - (イ) 米国判例法の伝統的原則
 - (ロ) 考古物法 (The Antiquities Act)
 - (ハ) 遺棄財産法 (The Abandoned Property Act)

一 はじめに

二〇世紀の七〇年代以降は、海洋の時代であるといわれる。地球全体の七割強を水層でおおい隠している海は、人類が地球から離脱して宇宙への夢を現実のものとした後も、なお長い間神秘のベールに包まれた謎の世界であった。しかし、一九七〇年代初めのエネルギー危機を契機に、事情は一変し、人類は、最後の地球・資源を包蔵する海洋に目を転じ、とりわけ深海海底に堆積、埋蔵される鉱物資源（特に、マンガン団塊と呼ばれるマンガン・鉄・ニッケルなどを含む金属塊）の探査・開発に積極的に動き始めている。

このように、海は、近代産業を支える様々な価値ある資源や人類生存のための食糧に満ち溢れた宝庫であるが、同時にまた、海は、考古学など学問的観点からも、魅力に溢れた宝庫でもあるのであって、海底深く眠る遺跡や遺物、それに古代や中世の沈没船及びその載貨などは、人類の歴史や文化の深化発達に大きく貢献するものである。

ところで、今日このように海洋（海底）が、経済的、科学的ないしは軍事的動機から積極的に探索・開発されていく方向とは別に、近年、海は“宝捜し”の舞台としても衆目を集め、内外において興味深い話題を提供している。

わが国では、一昨年（一九八〇年）の九月中旬、日露戦争・日本海海戦で長崎県対島沖合海底に沈没した帝政ロシアのバルチック艦隊巡洋艦「アドミラル・ナヒーモフ号」⁽¹⁾（八、五二四トン）からプラチナ様の貴金属塊が引き揚げられたニュースがマスコミで大きく報道されてから⁽²⁾（朝日新聞五五年九月一七日期刊）、この「現代版宝船捜し」の物語はその積載品である財宝（一説によれば時価八千億円とも一兆円ともいわれる）の所有権の帰属をめぐる、日・ソ間の外交問題にまで発展し、⁽³⁾また、国内的にも、引揚財宝が国有財産として国庫に帰属することになるか、それとも特定の所有者のないう無主物として先占取得権が認められることになるか、といった所有権論議が早くから展開されてきている。一方、海

の彼方の英国でも、同じ一九八〇年の十一月、いわば「英国版ナヒーモフ」ともいうべき金塊引揚のニュースが人々に異常な興奮を与えたことも記憶にあたらしい。北極圏はソ連のムルマンスク港から二百七十キロの沖合海底において、第二次大戦の最中四千五百万ポンド（約二〇二億五千万円）相当の金塊を積んだまま、竜巻に遭って沈没、行方不明となっていた英国の巡洋艦「エジンバラ号」の船骸を、英国のサルベージ会社が発見したとの報道であり（朝日新聞五五年一月二日夕刊）、翌年九月の新聞によれば、金塊はその後着実に回収され、すでに発見者である引揚業者と英・ソ両国の当事者の間には引揚金塊の所有権の帰属に関して取決めができ上っていたこと（発見者であるサルベージ会社に約四十パーセントに当る二千万ポンド、残りの二千五百万ポンドにつきソ連が三分の二、英国が三分の一の割合で分配）も伝えられている（朝日新聞五六年九月一八日夕刊、同新聞五六年九月二七日朝刊）。

こうして、海底に眠る沈没船やその財宝を探し求める海のロマンは、時と空間を超越して、常に世の探険家や海底考古学者の心を駆り立て、次々と現実の世に戻しつつあるが、そうした海の宝物捜しにロマンと私欲を託す世界中の treasure hunter がもっとも熱い視線を投げかけるのが、カリブ海を中心とした西インド諸島周辺の海域である。

十六・七・八世紀に、新大陸の植民地の富を本国スペインへ輸送する黄金船団の交通路であったこの海域一帯は、ハリケーンの通り道とサンゴ礁の浅瀬に加えて、悪名高い海賊跳梁の舞台でもあったため、数知れない程の財宝船が海底に横たわっている。したがって、この海域からは、古くは一六八七年に米人ウイリアム・フィップスが一七世紀中頃にバハマ沖合で沈没したイスパニアのガリー船から莫大な金銀の財宝類二七トンの引き揚げに成功したのを皮切りに、⁽⁴⁾現在まで次々と黄金船団が発見され膨大な財宝類が引き揚げられて、今日なお、海の宝物捜しのフィーヴァは嵩じこそすれ鎮まる様子はないといわれる。

一九七一年に、フロリダ・キーズの沖合海底で伝説上のスペインのガレオン船 *Atocha* 号の財宝を発見し、その引

き揚げに成功した Melvin A. Fisher 氏もそうした海の財宝捜しに一生を賭けた treasure hunter のひとりであったのである（ただ、現代における海の宝捜しは、往時と違い近代的装備と機器を使った一大事業として遂行され、そうした意味で現代の宝捜しの冒険家はいわば実業家であるといった特徴が認められる）。

ところで、最近のナヒーモフ号の例や法廷紛争となったガレオン船 Atocha 号事件のように海底に沈没した難破船及び積荷その他積載品の引き揚げに伴っては、引揚後、その所有権の帰属をめぐる論争の生ずるケースが少なくなっている。これは、引き揚げられた沈没船やその積載品である財宝などが所在する場所や所有権放棄の有無などの関係で適用されるべき法規（国際法か国内法か）が異なり、また国内法の問題としても、国有財産として国庫に納入されることになるのか、それとも特定の所有者なき無主物として先占取得されるものか、といった法解釈の問題が生ずる。

本稿は、近年、アメリカにおいて具体的な問題になった海底からの引揚財宝の所有権論争のケースを紹介しながら、この種の問題について法的経験を蓄積している英米法の法理を比較検討しようとするものである。

(1) ナヒーモフ号の財宝引き揚げについて報ずる新聞記事でその他目に止まったものとしては、朝日新聞五五年一〇月五日朝刊、同新聞五五年一〇月八日朝刊、同新聞五五年一〇月九日夕刊、同新聞五五年一〇月二一日朝刊などがある。

(2) 新聞の報道によって日ソ間の外交上の応酬をピックアップすれば次の通りである。

昭和五五年一〇月三日、ソ連は、在日大使館を通じ、わが国外務省に対し、アドミラル・ナヒーモフとその財産に対するソ連の権利を確認すること及び同船のその財産の探索作業、引き揚げに関するすべての問題はソ連側との合意に基づいて決定されるべきであることを口頭で申し入れてきた（朝日新聞五五年一〇月四日）。また、一〇月四日、日本向けモスクワ放送は、国際法によれば沈没した軍艦は船舶所屬国以外のかかる国の裁判権も完全に免除されることになっている。従ってソ連側との合意なしに日本側がとった行動は違法であると伝えたときれる（朝日新聞五五年一〇月六日）。これに対し、外務省は、沈没から七五年も経ての突然の所有権主張に当惑し、米国その他に同様の具体例がないか事情調査を行ないながら、同月八日、ナヒーモフ号とその財産の所有権については、①ソ連に帰属するとの主張を積極的に支持する根拠を見いだせない、②日本の国有財産とする主張も裏付けに乏しい、との見解をまとめた（朝日新聞五五年一〇月九日）。その後、一〇月二〇日、政府見解が発表され、ナヒーモフ号は日本の戦利品であり、ソ連側の所有権主張は認められない旨が回答された。そして、政府は右回答をも

ってナヒーモフとその積載品に関する二国間の所有権論議に一つの区切りがつけられたものと判断した。政府回答の要旨は以下の通りである。ソ連の申し入れにいう沈没船がナヒーモフ号であると確認してはいないが、①同艦は一九〇五年五月二八日に日本海海戦で日本帝国海軍により拿捕された明白な事実がある、②戦時国際法上、拿捕された敵の軍艦・積載品に関する権利は拿捕した国に直ちにかつ最終的に移るものとされている、③従って、同艦に関するロシア側の一切の権利は消滅しており、ソ連側の主張は根拠がなく認められない(朝日新聞五五年一〇月二二日朝刊)。これに対し、ソ連側は、ナヒーモフ号が日本海軍に捕獲された事実はなく、ポーツマス条約(一九〇五年)にも沈没艦船を戦利品とする条項はないこと、沈没地点は沈没時点では公海であること、ナヒーモフ号は海軍旗を掲げたまま自沈したこと、などを理由に、ナヒーモフは戦利品でないと反論し、また、ソ連は国際法に忠じた旗国はその国の軍艦に排他的管轄権を持つ立場を取り続けているとして引き揚げに許可が必要であることを主張した(朝日新聞五五年一〇月二二日朝刊、同新聞五五年一月一日朝刊、同新聞五五年一月七日)。

(3) ナヒーモフ号とその積載品の所有権についての国際法上の問題に一応の決着がつけられた段階で、次には「日本のもの」である同艦とその財宝の所有権の帰属を国内でいかに結論づけるかという国内問題に焦点が絞られていった。かかる所有権問題については、沈没したナヒーモフ号が国有財産台帳への記載等「国有財産」として取り扱われているか、或いは過去に国が特定人に対して所有権の譲り渡しを行なったことがあるか、それとも上記いずれでもなく単なる「無主物」であるのか、はたまた「海底の遺失物」か「埋蔵物」となるのかで、それぞれ適用法規(国有財産法・水難救護法・遺失物法・民法など)を異にし、帰属主体・取り分に相違が生じることになる。昭和五五年一〇月二二日の閣議で、渡辺蔵相は、明治三十八年三月に制定された海軍戦利品の取り扱い規則第五条が「通貨及び金銀は鎮守府司令官経理部長をして経理局長に送付せしめ、局長は国庫に納入する手続をすべし」としている点を根拠に(国庫への納入手続はとられなかったが、これは同艦が捕獲後すぐに沈没したためであると説明)国有財産にしたい旨語った(朝日新聞五五年一〇月二二日朝刊)。なお、山本草二「沈没外国船の引き揚げとその所有権」法学教室一九八一年一月号(第四号)六一頁以下は、ナヒーモフ問題にからませながら沈没船の引き揚げに伴う所有権帰属の問題を一般的に検討しており、唯一の邦語文献として興味深い。

(4) 小江慶雄・海の考古学―水底にさぐる歴史と文化(新人物往来社)一一六―一一八頁。なお、同著によれば、このフィッブス氏による引揚財宝は、その一〇分の一(三万ポンド)が当時の習しに従って英国王室に献上され、残余を、フィッブス氏(一万六千ポンド)と後援者、船員、潜水夫達で分配したとされる。

II Treasure Salvors v. Unidentified Wreck, etc. (1978) 事件

(1) ガレオン船 *Atocha* 号の遭難に関する歴史的素描⁽¹⁾—Treasure Salvors 事件の紹介の前に

一六二二年九月四日、一群のスペインのガレオン船艦隊が、北東の風に帆を一杯に脹らませ、色とりどりの小旗や三角旗を風になびかせながら、フロリダ海峡から大西洋へと向かう姿が見えた。この艦隊こそ、スペイン帝国興亡の命運をかけて新大陸の植民地の巨大な富を本国スペインに向けて輸送する黄金船団であり、隊列を成す二十八隻の各船には、ヨーロッパ商品との交換で得た莫大な金塊・銀塊や銀貨、銀・銅製品、タバコ、インジゴ（藍色の染料）などインド諸島の財宝類がところせましと積まれていた。そして、この大輸送船団の中で一際豪華な姿を誇るガレオン船こそ、艦隊を統轄する *The Nuestra Señora de Atocha* (以下、*Atocha* 号という) であった。*Atocha* 号は、その六百余トンの船体に二〇門の青銅の大砲と六〇挺のマスケット銃、それに十分な弾薬を積み込み、その雄姿はさながら海に浮ぶ要塞のようであったが、さらに同船の船艙及び貯蔵庫には、九〇一個の銀塊、一六一本の棒金、約二十五万五千枚の銀貨、及び銅製品、インジゴ、タバコなどインド諸島の財宝がぎっしりと船積され、恰も浮べる宝庫でもあった。ところで、*Atocha* 号が率いるガレオン船団は、予定航海が長びき、ためにハリケーン・シーズンに突入していた中で、航海最後の寄港地ハバナに入港し、タバコ・インジゴなどの産物やワイン・水・弾薬などを積み込み、出帆を待機していたが、いわゆる「月の朔」(“conjunction of the moon”)—太陰暦の新月(三日月)—の間の晴天を見計って(「月の朔」の間の気象状態は数日間続くものと信じられていた)、九月四日にハバナ港を出航し帰途についたのであった。しかし、船団が、メキシコ湾流(Gulf Stream)のなかで最も強い潮流を求めつつフロリダ海峡へ進出した翌九月五日、急速に発達した熱帯性暴風雨が北東から右海峡に向けて強く吹き込んできた。そして、この猛烈な風と荒れ狂う大波

を受け、船団はたちまち隊列を崩し、そのうちの何隻かは一瞬にして海底に消え去り、あるいは廃船同様に破壊された。そればかりか、重なる天のいたずらは、やがて風のむきを北から南風に変えたため、Atocha号は、僚船 Santa Margarita号ほか八隻の船とともに瞬く間に北方のフロリダの海岸方向に向けて押し流された。結局、大船団はことごとく海のもくずと消え、五五〇の人命と約一五〇万ダカット金貨(約二億五千万ドル)に相当する価値ある積荷が失われて、スペインは大きな打撃を受けたのである。そして Atocha号もまた、その莫大な財宝もろともフロリダ・キーズ沖の海中に没し、その身をフロリダ海峡の澄み通った深海に交わる広大な砂洲に横たえながら、以後三世紀半の永い静かな眠りに入ることになる。

(2) Treasure Salvors 事件

〈事実の概要〉

アメリカ合衆国フロリダ州に登録されている海難救助業者 Treasure Salvage Inc. 及び Arnde Research Corp. (原告・被控訴人)は、一九七一年、フロリダはマーキーズ・キーズ (Marquesas Keys) に近い合衆国領海の外側に延びる大陸棚上に海没している伝説上の財宝船 The Nuestra Señora de Atocha (以下、Atocha号としよう) と思しき難破船を発見し、その海難救助活動につきフロリダ州と契約を交した後(州が拾得物の二五パーセントにつき権利を有するものであった)、数年間にわたり同船の引揚作業を遂行し、遂に金・銀の硬貨、延べ棒、工芸品など時価約六〇〇万ドル相当の財宝を引き揚げることに成功した。原告である救助業者は、すでにこの五年程前から、一六二二年の難破船事故に関して生存者が書き残した記録その他の古文書・古地図などを手掛りにし、根気強く沈没船の探索を続け、これに二〇〇万ドル以上の巨費を投じた(また、四名の人命の犠牲者もでた)すえに、一九七一年六月、遂に Atocha号の所

在を突き止めたものである。

そこで原告の救助業者は、Atocha号について、最初の発見者であり、海事法及び国際法によれば発見者は遺棄船舶の同船及びその積荷を占有取得したことになるとして、遺棄船に対する占有及び権原の確認を求めフロリダ南区連邦地方裁判所に訴を提起した。これに対して合衆国政府（被告・控訴人）は、Antiquities Act, 16 U.S.C. §§432, 433—「考古物法」と訳す—及び Abandoned Property Act, 40 U.S.C. §310—「遺棄財産法」と訳す—を引ぎ、右制定法は海上で拾得された遺棄物に対する国の権利を正当化するために必要な範囲で国家大権 (sovereign prerogative) を立法化したものであるとして争い、また、合衆国が主張する領海（領土）の範囲は Outer Continental Shelf Lands Act, §§2-15, 43 U.S.C. §1331-1343—「外縁大陸棚土地法」と訳す—ないし国家大権に基づいて拡張されるものとして、合衆国は Atocha号に対して占有権及び権原を有すると反訴した。

〈フロリダ連邦地方裁判所判決〉⁽²⁾

フロリダ南区連邦地方裁判所判決 (Meitens 裁判官) は、一九七六年二月三日、陪審の判断に付さないいわゆる略式判決 (summary judgement) により、原告は沈没船の拾得者として正当に占有権及び権原を取得したものと認める旨の判決を申し渡した。第一審判決の要旨は、以下の通りである。

フロリダ地裁判決は、まず、(i) 委付 (遺棄) された船舶を占有したる拾得者はその所有権者となるとする原告の申立が海難救助訴訟の対象となることを承認した上で、海事法並びに国際法の一般原則上、委付 (abandonment) は所有権の放棄であり、海難救助活動によって占有を取得した者は、いわゆる “撤回の意思 (animus revertendi)” の法理—所有者が取戻す意思を有しないこと—に基づいて拾得者 (finder) と看做され、船舶の所有権は法律の効果によって拾得

者に付与されるから、委付船舶について救助活動を開始したる者はその財産に対し独占的な占有権を取得することになる旨を判示した。⁽³⁾次に、(ii) 被告である合衆国側が、英国国王の権利に由来したコモン・ローの観念である国家大権 (sovereign prerogative) を背景としながら、合衆国の管轄権に服する者によって回収された考古物は国家の名義で取得され、かつ国民全体の財産に帰属し、決して、拾得者のみの所有物とはならないこと、及び、いわゆる国家大権は合衆国法典一六卷四三二条・四三三条 (通称は Antiquities Act (考古物法)) 及び合衆国法典四〇卷三一〇条 (通称は Abandoned Property Act (遺棄財産法)) の中に立法化されていることを理由に、沈没船に対する権利を主張したのに対し、フロリダ地裁は、合衆国の法によれば立法府が遺棄財産の取得について特別の意思表示をなすことが必要であると答え、その上で遺棄財産法 (40 U.S.C. §310) 及び考古物法 (16 U.S.C. §432, 433) について検討する。まず遺棄財産法との関係では、説得的先例として一八七二年の自らの判決 *Russell v. Forty Bales Cotton*, 21 Fed. Cas. No.12,154 (S.D. Fla. 1872) を挙げる。そして、右先例によれば、所有者が不明の遺棄財産は、その拾得者に帰属するか、ないしは法律がそうした財産に対する権利を国に付与している場合には国家に帰属することが承認されており、また遺棄財産法にいう “合衆国に帰属すべき” (“ought to come to the United States”) なる語句は、“これを立法の沿革に照せば、南北戦争の間に地方及び港湾に散逸した遺棄財産について言及したものであり、論理上合衆国又は敵国の陸海戦と関係のある財産をいうものと解釈されて、結局、合衆国は、制定法をもって特に国家大権を行使する旨を定めていないかぎり遺棄物 (＝綿花入りの樽) に対して権利を主張することはできない旨が判決されていると、説明する。一方、考古物法 (16 U.S.C. §432, 433) との関係については、同法は、“合衆国政府が所有し又は管理する土地に在る” (“situated upon the lands owned or controlled by the Government of the United States”) 歴史的な価値のある物に対して適用される法律であり、そのいう “土地” (lands) は狭義に用いられ大陸棚の外縁を包含しないものとされるから、本件の場

合のような大陸棚の外縁で発見された船骸については本法は適用されないと判示する。⁽⁴⁾次に、(イ) 合衆国側が、合衆国法典四三卷一三三二条(通称 Outer Continental Shelf Lands Act)は大陸棚の外縁の海底及び地下が合衆国の管轄権及び管理の下におかれる旨を定めるから、委付船舶は合衆国の管轄権の対象範囲となり、また考古物法並びに遺棄財産法の対象ともなると主張した点に対し、フロリダ地裁は次のように判決する。すなわち、大陸棚外縁土地法に基づく管轄権は大陸棚内部及び下部鉱物(minerals)に限定され、決して大陸棚の外縁の上にある委付船舶を合衆国の管轄内に持ち込む趣旨ではない。またそうした合衆国の管轄権に関する主張は、一九五八年四月二九日ジュネーブで採択された「大陸棚条約」(Convention on the Continental Shelf, U.N. Doc. A/Conf. 13/L. 55)の第二条一項が、沿岸国は「その天然資源の探査及び開発のために」(“for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources”)大陸棚に対して主権を行使できるとする規定を無視するものであり、しかも、同条約の十二条につき国際法律委員会(ILC)が作成した条約コメント(“ここにいう権利は、海底に横臥し又は地下の砂で被われた難破船及びその積荷(金塊を含む)のような物には及ばない、こととする”)にも違反する。外縁大陸棚土地法中の相反する語句は大陸棚条約により取って替わられることになるから、大陸棚外縁で拾得された財宝に対して合衆国が主権を主張する根拠はない。また、大陸棚の鉱物資源の開発を規制するための管轄権の拡張はそれが当然に国家主権の拡張となるものではない。⁽⁵⁾

以上のような理由に基づいて、フロリダ地方裁判所は、結局、米国議会は大陸棚外に在る遺棄船に対する権利を正当化するに必要な程度まで国家主権を行使していないものとして、遺棄船 *Atocha* 号に対する占有及び権原は拾得者である原告が正当に取得すると結論づけた。合衆国政府が上訴。

〈連邦控訴裁判所〔第五巡回区〕判決〉⁽⁶⁾

連邦第五巡回区控訴裁判所は、一九七八年三月一八日、原審判決を修正した上で、これを確認する判決を下した。第五巡回区 (Gewin 巡回区裁判官) の判決文は、大きく、(1) 裁判管轄権 (jurisdiction) (2) 海難救助 (salvage) (3) 考古法 (Antiquities Act) 及び (4) 国家大権 (Sovereign Prerogative) の側面から考察されているが、本稿では、本題との関係で(2)及至(4)について、以下に紹介する。

(イ) 海難救助 (salvage)

第五巡回区は、控訴人である合衆国側が、原審判決は海難救助訴訟の要件の一つである海上危険 (marine peril) について何ら検討もせず誤って海難救助法を適用していると主張するのに対して、次のように判示する。海上において遺棄された財産 (本件の *Atocha* 号と信すべき船骸がこれに該当する点については当事者間に争いが無い) に対して海難救助法 (salvage law) と拾得物法 (law of finds) のいずれの法 (二つの法の主な相違点は、海難救助法の場合には遺棄された財産に関する拾得者の請求が裁判所に支払われた財産の売得金から補償されるのに対し、拾得物法の場合には遺棄財産に対する権原が財産を占有取得したる者に付与されることになるという点である) が適用されるべきかについては議論があり、海難救助法によれば海上での財産の放棄は所有者について権原を奪うことにならないとも説かれる。(M. Norris, *The Law of Salvage*, §150 (1958)) しかし、アメリカの裁判所はそうした学説の理論を拒否して拾得物法を適用しており、(Wiggins v. 1100 Tons, More or Less, of Italian Marble, 186 F. Supp. 452, 456-57 (E.D. Va. 1960)) この判例法理に従えば、遺棄された財産に対する権原はそうした財産を自己の占有となしたる者に帰属するとされるのである。数世紀の間その所在が知れない難破船を恰も持主が現存するかの如く処理することはいたずらにフィクションを拡大するだけであり、原審が拾得物法を適用したことは正当である。

また、本件において合衆国側は「海上危険 (marine peril)」が存在しなかった旨を主張するが、いわゆる「海の危険」

とは暴風の脅威・火災、海賊のみに限られる意味ではなく(判決は、Norrisの典籍から「海難救助において要求される危険は必ずしも切迫しかつ絶対的なものである必要はない。財産は現実に危険に晒されているか又は合理的に危険であると懸念される必要がある」という一章節を脚中引用する)、例えば錨や鎖が実際に喪失するといった場合も「海上危険」に該当するといわれる(Thompson v. One Anchor and Two Chains, 221 F. 770, 733 (W.D. Wis. 1915))。したがって、本件のAtocha号のようにその所在が三〇〇年以上の間不明のまま海没する船骸の場合には、その所在が突き止められた後といえども自然作用(actions of the element)によって再び喪失する危険があるといわねばならない。依つて、控訴人たる合衆国は、地裁が適用した法の性質及び海難救助法自体の双方について解釈を誤るものである。

(四) 考古物法 (The Antiquities Act)

第五巡回区は、合衆国側から主張された、「考古物法」―本法は、史跡(Landmark)や歴史的又は有史前の建造物、及び国が所有又は管理する土地の上にある歴史的・科学的価値のある物件について、国家が国有記念物として指定する行政上の権限があることを認める―は合衆国の領海の外の大陸棚に所在する物件についても適用されるとして合衆国は財宝の正当の権利者であるとする点について、考古物法は、原審においても正しく指摘された通りその用語法からも合衆国政府が所有又は管理する土地についてのみ適用される法律であり、本件のAtocha号は合衆国の領海の外側に位置する大陸棚(continental shelf: 大陸棚とは海岸に接続するが領海外にある海底区域の海床及び地下であつて、上部水域の水深が二〇〇メートルまでのもの、又はその限度を越える場合には上部水域の水深が海底区域の天然資源の開発を可能とするところまでのもの、をいう)に横臥していたのであるから、国の主張は認められないとした。

また、右に関連して、合衆国側が、外縁大陸棚土地法(OCSLA)は外縁大陸棚に対する連邦の管轄権並びに支配管理の拡大を意図して制定された法律であると主張した点について、第五巡回区は、右法の立法的背景をなす一九四五

年九月二八日の「トルーマン宣言」⁽⁸⁾や「大陸棚条約」の立法趣旨⁽⁹⁾に言及した上で、外縁大陸棚土地法は大陸棚の鉱物資源を支配的に開発するための国家管轄権を拡張するが、しかし同法はあらゆる目的について国家主権を拡張したものである⁽¹⁰⁾のであって、その立法の主たる目的は沖合海底及び地下の天然資源の所有権をめぐる連邦と沿岸の諸州の間の紛争に決着をつけるところにあるとした上で、連邦による大陸棚外縁の海床・海底に対する管轄・支配及び処分権限を定める同法(43 U.S.C. §1332)は大陸棚条約(第二条)の立法趣旨に一致するとし、かつ原審判決と同様に右条約の解釈に照した場合に *Atocha* 号は合衆国が所有又は管理する土地に所在していなかったと結論づけた。

(イ) 国家大権 (Sovereign Prerogative)

第五巡回区は、控訴人たる合衆国が、国は英国国王の大権 (Sovereign Prerogative right of English Crown) の承継者として難破船に対し権原を有するものであり、また、海上で発見されかつ英国民により占有される遺棄財産に対する国王の権原を承認する英国コモン・ローの法則 (*The Aquila*, 165 Eng. Res. 87,89) は米国法の中に取り込まれており、また合衆国議会もそうした物に対して管轄権を行使することができる、と主張したのに対して、次のように、考古物法及び遺棄財産法を分析する。まず、考古物法については、同法は歴史的に重要な物の保存を促進することを目的としており、英国国王の大権を合衆国に代替させたものとは理解しえないと判示し、次いで遺棄財産法との関係では、同法は「合衆国の管轄の範囲内にある」(“being within the jurisdiction of the United States”) 難破し遺棄された財産に関して政府の利益を護るべく総予備隊長官に権限を授与しており、同法の適用範囲は先例である *Russell v. Proceeds of Forty Bales Cotton*, や *United States v. Tyndale*, 116 F.820 (1st Cir. 1902) においても制限的意味(つまり、南北戦争の結果合衆国に帰属することになった財産に対してのみ適用される)に解釈されている。いずれにせよ、遺棄財産法は決して国王大権を立法化したものではなく、またアメリカ独立戦争の一世紀以上も前に沈没したスペイン船に

対して合衆国が衡平法上の所有権を主張することはできず、しかも船骸は同法にいう「合衆国の管轄」に属さなかつたから、本件について遺棄財産法は適用されない。⁽¹¹⁾

- (1) Atocha 号の遭難の様相とその財宝引揚に因する事実経緯については、Engene Lyon, *The Trouble with Treasure*, 149 *Nat'l Geographic* 786-809 (1976) に興味深く叙述されている。
- (2) *Treasure Salvors, Inc. v. The Unidentified Wrecked and Abandoned Sailing Vessel*, 408 F. Supp. 907, 911 (S.D. Fla. 1976). この控訴判決を評釈するものとして、7 *Georgia Journal of International and Comparative Law* [Recent Developments: by John S. Butler] 169, 176 (1977), 71 *AJIL* 151, 152 (1977).
- (3) 408 F. Supp. at 909.
- (4) *id.* at 909-910.
- (5) *id.* at 910-911.
- (6) 569 F. 2d 330, 333 (5th Cir. 1978). この控訴審判決を評釈するものとして、19 *Virginia Journal of International Law* [Recent Decision: by Jeffrey E. Jones] 473, 482 (1979), 72 *AJIL* 664, 665 (1978).
- (7) 569 F. 2d at 336-337.
- (8) *The Truman Proclamation of September 28, 1945*. Pres. Proc. No. 2667, 10 Fed. Reg. 12303, 59 Stat. 884.
- (9) 第五巡回区判決は、トルーマン宣言は大陸棚の鉱物資源 (mineral resources) に対する合衆国の管轄権と管理を主張したもので、大陸棚の上部水域の自由な航行権を奪うことを意図するものではなく、また合衆国の領海 (territorial waters) の境界を拡大するものではないと説き、またこの一三年に成立した大陸棚条約については、各沿岸国がその領海及び領海に接続するがその外側にある大陸棚の海底及び地下資源について探査・開発する排他的権利を持つことを確認したものであると説明する。569 F. 2d at 338.
- (10) 569 F. 2d. at 337-340.
- (11) *id.* at 340-343.

三 海上遺棄物の帰属に関する英米の法律構成

海上ないし海底において発見拾得され、または海岸に打ち上げられたる船舶(船骸)・積荷・財宝等々の動産に対す

る取扱の様は、文明の発達と深く関わりあう。未開の社会においては、海上難破物は先着者又は土地の領主の適法な略奪物 (Lawful plunder) と看故され、乗組船員については殺害されるかないしは捕虜にされ奴隷として売買されていた。

英国のブラックブックに依れば、中世前期に地中海中部に栄えた海港都市 Tani の海事慣習法 (一〇六三年に編纂されたといわれる、いわゆるトラニー海法) は、海上に漂流中に拾得された動産は三ヶ月以内に裁判所に提出されるべきものとし、もしその所有者が判明した場合には二分の一が拾得者に付与され、また三〇日以内に所有者が現われないときはその動産は拾得者に帰属するべきものとし (第一九条)、また、水中にある動産が発見拾得されたる場合には、その三分の二が拾得者に帰属し、その動産に刻印がある場合はその三分の一が所有者に帰属するものとしていた (第二〇条)、といわれる。そしてまた、海法史の場面を二世紀後の仏国大西洋岸に転ずれば、英国海法の先峰として重要なオレロン法 (Laws of Oleron) が、荒天のため積荷を軽くすべく船外に投棄された物品について商人・船長が再びそれを取戻す意思がなく投棄したものであれば最初にこれを占有した者が適法にそれを取戻すとし (第三二条)、また、海または河口ないし河において発見拾得された財産は、その物が何人にも属せざる宝石、魚類及び海藻であれば最初の拾得者に帰属すべきもの (第四条) と定めていた。⁽¹⁾

ところで、こうした海上遺棄物の帰属の問題を、現在の英・米法においてみるに、イギリス法の場合には、コモン・ローの伝統的法則に立って海上で遺棄された財産は、原所有者が確認されないかぎり国王 (国家) に帰属するものとされるのに対し、アメリカ法の場合には、自然法の占有による所有権取得の觀念に従って、拾得者に帰属することが、ほぼ二世紀にわたる判例法として確立されている。ただ、こうした反面、いくつかの沿岸諸州においては、州の管轄内海域の海底にある歴史的・考古学的価値を有する難破船・遺跡物・埋蔵物等に対して立法的に州の専占を明文化しており、注目される。

(1) イギリス法における法律構成

イギリスの伝統的なコモン・ローによれば、海から回復される財産は、これを難破船 (shipwreck) から回収されるものとそれ以外によるものとに大別され、さらに前者 (大部分がこれである) については、一般に、(a) wreck (難破物) — 陸地に打ち上げられた船舶又は積荷、またはそれらの一部分 (b) floism (浮荷) — 船舶が沈没しないしは壊滅した場合に海上に浮流する動産 (c) jetsam (投荷) — 船舶が沈没の危険に晒されたる場合に船脚を軽くすべく船外に投棄され海没した動産 (d) lagan:ligan (浮標付投荷) — 浮標が付された jetsam であり、海中投棄の際に、後日再び回収するためブイ、コルクなどの浮標を付けた動産、の四つに分類される。⁽²⁾そこで、このような海上遺棄財産に関するイギリス法の発達を探れば、すでに一三世紀初期のイギリスのコモン・ローは、海岸に漂着した財物、すなわち海上の難破物 (wreck) に関して王国の一般的な慣習法を確立していた模様である。十三世紀中葉の英国コモン・ローを集大成したブラクトン (Henry de Bracton) の「De legibus et consuetudinibus Angliae」には、「遺棄物と看做された財産は誰の所有物でもない。同じように、財宝のごとき財産も時の経過によって誰の所有物でもなくなるのである。海の難破物 (wreccum maris: wreck of the sea) のように財産の所有者が現われない場合にもこれと同様である。……以前は自然法 (jus naturale) によって拾得者に帰属するとされた財産も、現在では万民法 (jus gentium: ⁽³⁾すべての国家に共通する法の意味—筆者注) によって国王の財産とされるのである」と記述されており、また近代法として成熟した一八世紀のイギリス法を集大成したブラックストーン (Sir William Blackstone) の「Commentaries on the Law of England」によれば「難破物 (wreck) とは、古きコモン・ローによると、船舶が海洋で滅失し、そして動産又は積荷が陸地に打ち上げられた場合のものであった。かかる場合に、そのように難破した動産は、国王に帰属するものとされていた。けだし、船舶の滅失によりすべての財産は原所有者の手元から離れてしまうものと判決されていたのである」と説か

れている。⁽⁴⁾すなわち、海上の難破物に関する初期のコモン・ローの法則は、それが何を根拠としてのものか必ずしも明確にしえないが、⁽⁵⁾いずれにしても海岸に漂着した財産は、いわゆる国王大権 (prerogative) によって、すべて国王に帰属するものとされたのである。つまり、初期のコモン・ローの法則は、先占ないし占有 (occupancy or possession) による難破物の取得を否定し、また難破物の真の所有者に対しても何らの救済の手当をしないという苛酷な一面をもつ法則であったわけである。

ところで、このような海上難破物に関するコモン・ローの法則は、エドワード一世の時代「一二七二—一二七三〇七」をむかえ、積極的に推進される立法活動の結果、一二七五年に公布された Statute of Westminster I 「ウェストミンスター第一法律」⁽⁶⁾によって、海の難破物に関する国王の権利は制定法の上で明確にされる。すなわち、本法の規定は次の通りである。「海の難破物については、人、犬または猫が船外に逃避し、かかる船舶に舂その他いかなるものもない場合には、難破物 (wreck) と決定されるべきである。ただし動産は、執行官・検死官又は国王の執行吏によって救助・保存され、かつ動産が発見された都市のそうした者に対し引渡されるべきである。そして、一年以内に、もしこれらの動産に対し何らかの訴えが提起され、それらが彼のものであったことが、若しくは彼が保管する間に消滅したことが証明された場合には、それらの動産は遅滞なく彼に対して返還されるべきであり、そうでない場合には依然として国王に帰属するものである」。

ウェストミンスター第一法律は、海岸に打ち上げられた財産、すなわちコモン・ローの類型によればいわゆる wreck (難破物) について、国王の所有を規定したものであり (なお、同法は、難破物の正当な所有者が一定の条件に従いその返還請求権を有する旨を規定して、コモン・ローの下で原所有者が受ける不利益を緩和している)、決して海から回復される財産について広く規律した法律ではなかったが、一六〇一年の王座裁判所 (Court of Kings Bench) 判決 Sir Henry Constable

(7) Case は、ウエストミンスタ第一法律をして同法はコモン・ローを宣言した法律であり、したがって、難破物 (wreck) に関して規定することはすべて *flotsam* (浮荷)、*jetsam* (投荷)、*lagan* (浮標付投荷) に対しても適用されるべきであると解釈して、国王大権が及びうる範囲を陸地に漂着した財産から、海上ないし海中に漂流するすべての財産に対してまで拡大する判決を下した。Constable's Case を報告するクック (Sir. Edward Coke) が編纂した判例集 (Coke's Report) によれば、このような国王大権の *flotsam*, *jetsam*, *lagan* への拡大化については、ブラクトン及びブリトン (Britton) などの中世の権威的典籍はいずれも反対の見解であったことが指摘され、これに対してクックは、いわゆる *wreccum maris* (海の難破物) 以外の財産に対する国王の所有権の拡張は、コモン・ローの法則がおよそ所有者のない財産は国王が国王大権によってその所有権を承継するものであるものであればこれに照して正当化することができると評釈しており、またブラックストーンも、Constable's Case に賛成して、国王は難破物のほかに *flotsam*, *jetsam*, *lagan* に対しても権利を有するものと説明している。(10)

ところで、ここにもう一つ国王大権に関連して問題になる財産がある。埋蔵物 (*treasure trove*) である。埋蔵物に関する法則は、これまで述べたような海洋より回復されたる財産に関する法則とは別個に発達し、かつ固有の法原則をもつものである。まずは、中世の権威的典籍であるブラクトンによってコモン・ローの法則をみれば、埋蔵物については海洋で発見されたる場合とそれ以外の場所で発見された場合とを問わず、万民法 (*jus gentium*) によりすべて国王の所有物であると説かれる。(11) 一方、ブラクトンの後継者であるブリトンは、埋蔵物が陸地で発見・拾得すれば国王に帰属するが、海洋など陸地以外の場所で拾得されれば拾得者のものであると理解しており、学説に不調和がみられる。(12) かかる中世の両学説の矛盾に対し、ブラックストーンは、ブリトン学説を支持して、金貨・銀貨・延金・金塊が地中に隠され、そして発見されたという場合に限り、それが国王に帰属するのであり、もしそれらが海上又は地上で

発見された場合には、所有者が現われないかぎり、拾得者の所有物になると説明している。この点について、ブラックストーンは次のように叙述する。「財産を遺棄することなく、隠すことが国王に財産を与えることになる。人が、財宝を秘密の場所に隠すことは、彼の財産を放棄することでないことは明らかであって、この場合は、機会をみてそれを再び受け戻す権利を留保しているのである。そして、もし彼が死亡し、そして彼の死とともに秘密もまた消滅したときは、法はそれを国王に与え、王室の収入財源の一部とするのである。しかし、人が、その財宝を海中又は地上に散逸するという場合には、彼の財産はその返還を要求する意思なくして絶対的に遺棄されたものと解釈され、それ故に、それは、原状のまま、最初の自主占有者ないし拾得者に帰属するのである」と。

このように、埋蔵物の所有をめぐるイギリス法の原理は、地中ないしその他の私的な場所に隠され、所有者に知られていない貨幣・金銀その他の財宝の場合には国王に属するとされてきたが、海から回収された財宝については、学説に対立があり、初期のイギリスのコモン・ローが、更して国王の権利を承認していたのか、それとも自主占有 (occupancy) によって所有権を取得するとするコモン・ローの伝統的なアプローチに従っていたか、については必ずしも明確にはしえない。かかる海の財宝と国王 (国家) の権利に関する法の発達は、上述のように、時代が下って、一七九八年の *The Aquila* 事件を端緒とする一連の判決によって、遺棄財産に関する国家所有の法則が急速に確立される過程の中で展開されるのである。一八三四年の *Talbot v. Lewis* 事件¹³は、そうした海の財宝と国家の権利に關した最初の判決としてロー・リポーツに登場し、遺棄財産 (海の財宝) に対して国家が所有権を有するその原則を確固とした判決として重要である。本件は次の通りである。原告の所有する荘園内の海岸の砂の中から百年以上も昔のスペイン硬貨が大量に発見された。発見者は同地に来ていた数人の労働者であり、彼らは水位が極めて低い場所の乾いた砂の中から手で掘り起こしたものである。硬貨が発見された附近には船の残骸と思しき物は何も見つからなかったが、恐らく

それらの硬貨は一世紀以上も前にこの附近で難破したスペイン船のものであらうと推測された。硬貨が発見された荘園の領主は、カーディフのアサイズ(陪審審理)において土地に関わる古文書を証拠としながら荘園の境界線を証明し、かつ荘園内にある難破物(wreck)に対する権利を証明して硬貨の所有権を主張した。アサイズは、原告が砂中の難破物について権利者である旨の評決を下した。右に対し、Parke 男爵判事は、原告の主張を却下し(判事は、陪審の評決との関係で、荘園の境界線についての証明は認容できるが、領主が難破物に対して権利を有するとする証明は認容することができないとした)、硬貨は天空から降ってきたわけではなく、恐らく難破船からやってきたものと推測せざるをえないから、難破物の法—海の難破物は、特に国王による権利附与(grant)ないし取得時効(prescription)によるほかは、すべて国王に帰属するとの法則—が適用されると判決した。

翻って、海上から救助された船舶ないし積荷の帰属に関するイギリス判例法の発達をみるに、この点について争われた最も古いケースは、一七九八年の *The Aquila*⁽¹⁴⁾ である。本件では、海上を漂流中のところを発見された船舶及び積荷のうち、最後まで権利者の申出がなかった積荷(船舶は、所有者であるスエーデン人に返還された)に関して一般法ないし民法の法原則により無主物の先占者として権利を主張する原拾得者と古来より確立された法の原理及び古き制定法(=Statute of Westminster I, 3 Edw. I, c. 4)に基づいて当然に自らの所有物に帰するとする国王との間で争われた事件である。右に対し海事裁判所のスコット卿(Sir. W. Scott)判事は、本件を正しく海上の遺棄物(derelict)に関するケースと性格づけた上で、以下の如く国王勝訴の結論を下した。即ち、「財産が「占有によって」取得されることは極めて明白である。ただ、問題はそれが誰に取得されることになるかである。自然法によれば、拾得者(tinder)又は占有者(occupant)が取得するとされる。しかし、市民社会国家においては、たとえ財産が自主占有(occupancy)によって取得されるとしても、それが必ずしも占有者本人に取得されることになるとは限らない。国家の実定法規が

主体を変更するかも知れないし、また、治安や公序の理由から他のもの、例えば国家自体又は国家が授権したものに取得させることを適当とするかも知れないのである。したがって、自主占有により取得されたる財産が、拾得者に取得されるとすべきか、或いは国家ないしその代理人に取得されるとすべきかの判断は各国の法に依って決まることである。私は、海上で拾得された物は、その所有者が現われなにかぎりには、国家がそれを有効に取得するというのが文明国家の一般的な法則であろうと考える⁽¹⁵⁾と。

ところで、右の *The Aquila* 判決は、裁判所が国王と拾得者のいずれをも権利者として決定できる裁量権を有するとする趣旨の判決として分析され⁽¹⁶⁾、それ故、決して海上遺棄物に対する国王の所有権を一般的に確立した判決とはいえないわけであるが、周知の通り、英法においては先例拘束の法理 (*stare decisis*) が広く認められていたため、これに続く一連の判例を通じて国王は海上遺棄財産の所有者として原所有者以外のすべての者に対して優先権を有する旨の法則が確立されていくことになる。一八二五年の *The King v. Property Derelict*⁽¹⁷⁾ は、そうした国王所有権法理に向け一步をすすめた判例として重要である。本件は次の通りである。一八二三年五月一四日、英国のブリック型帆船 *Integrity* 号は、リヴァプールからジャマイカに向けて航走の途中、*Madeira* 沖合で一隻の漂流中の商船と出会った。同船は、恐らく数カ月間海上を漂流していたのであろう、その船側及び甲板には蔓脚類がびっしりと付着し、わずかに英国船ではない位しか見分けがつかない程に荒廃していた。*Integrity* 号の船長及び乗組員は、難破船に乗り移り、同船から三〇四〇〇ポンドの金貨と金時計・指輪類が詰められたトランク一個それにクラレット(赤ブドウ酒)、索具類などを回収した。そして、この索具類は *Integrity* 号に使用し、クラレットは航海の間に飲用に供し、さらに分捕品の金貨・貴金屬類は乗組員の間で山分けされた。右事案につき、判決は、極めて簡潔に「法は私的な分配を許してはいない。遺棄物 (*derelict*) は、原所有者が早晩に出頭したる場合には救助料を償還した上で原所有者に返還され、さもなければ、

海軍司令長官俸禄 (droits of Admiralty) として収用されることになる」と述べて⁽¹⁸⁾、海上の遺棄物が国王の所有に帰属することを明らかにした。続く一八三七年の *The King v. Two Casks of Tallow* ⁽¹⁹⁾ では、ノーフォークの一地方の海岸に打ち寄せられた獣脂入りの木樽二個について、土地所有者である荘園領主が、国王より獲得した難破物 (wreck) に関する特権に基づいて権利を主張したのに対し、国王側より木樽は回収時に岸の上に到達していなかったが故に国王に帰属すると反駁された。それ故、本件の争点は木樽が海上と陸地上のいずれで拾得されたかであった (救助者の宣誓によれば、木樽は、一個は海岸から干潮で五〇フィート沖合に浮流しており、他の一個は浮揚と低接触とを繰り返している状態であったとされる)。右につき海事裁判所のニコール卿 (Sir John Nichol) は「財産が海岸に到着し、土地管轄に入るまでは法律的な意味における "wreccum maris" (=wreck of the sea) ではない。それが海上で浮流する (高潮線と低潮線の間を水底に接触せずに漂う) 間は、derelict (遺棄物)、Fotsam (浮荷)、Jetsam (投荷) 又は Lagan (浮標付沈荷) として国王に帰属する」として、木樽は、海上に浮遊しており、依ってそれは "Fotsam" にあたり、国王のものであると判決した。⁽²⁰⁾

かくして、海上遺棄財産に関するイギリスの判例法理の形成は、一七九八年の *The Aquila* 事件から一八三七年の *The King v. Two Casks of Tallow* に至る、僅か四〇年足らずの間の数少ない判決によって、国王の海上遺棄財産に対する権利が急速に固められ、現在では、海上に遺棄されたすべての動産の所有権が国王に属するとの法則が確立されているのであり、また、現在では、いわゆる難破物に関する権利義務及び海難救助については、一八九四年商船法 (*The Merchant Shipping Act 1894*) の第九部 [Part IX—Wreck and Salvage] に詳細に規定されるところとなっている。⁽²¹⁾ そしてこれによれば、女王陛下の領地において拾得されたもので、権利の主張がなされない難破物 (unclaimed wreck) — "wreck" とは海岸又は潮汐水にて拾得された jetsam, Fotsam, Lagan 及び derelict を含み (第五〇一条)、また

海上で喪失又は委付されかつ連合王国の領海で発見・占有せられた漁船・漁船のギアをも含む概念である (Fisheries Act 1968, s. 17) — は、国王が特にそうした難破物についての権利を他の者に授与していないかぎり、国王が権利を有するものとされ (第五二三条)、また、かかる難破物に対し難破物の収益管理人 (receiver of wreck) が処分収益権限を有する (第五二五条) 旨を定める。

(1) Lawrence J. Lipka, *Abandoned Property at Sea: Who owns the salvage "Finds"?*, 12 *William and Mary Law Review*, 97(1970), at pp. 97-98.

(2) Sir Henry Constable's Case, 77 Eng. Rep. (K.B. 1601) at 219-220, *The King v. Forty-nine Casks of Brandy* (1836) 3 Hagg. 257, 1 Blackstone, Commentaries, 290-294.

(3) 佐々木 隆二, *Civil Salvage* [4ed], pp. 385-388 参照。

ブラクトンの「*De Iugibus et consuetudinibus Angliae*」(イギリスの法と慣習について) は、未完ながら中世における最も系統的な著作として、一般にいわれる権威的典籍の一つに挙げられているが、この著書については、「当時のロモン・ローではまだ発達していなかった領域については、ブラクトンはローマ法から素材を借りたし、ロモン・ローの素材を整理する際の構成の仕方や術語については、ローマ法を大いに参照している」(田中英夫・英米法総論上二六九—七〇頁) と指摘され、著作に対するローマ法の影響の程度がとりざたされている。Kenny & Hrusoff も同趣旨の指摘をする。John J. Kenny and Ronald R. Hrusoff, *The Owner of the Treasures of the Sea*, 9 *William and Mary Law Review*, 383 (1967), at p. 386, note 10, Holdsworth, *Bracton and Roman Law*, 2 *A History of English Law* 267-286 (4th ed. 1936).

また、ブラクトンが海上難破物ないし埋蔵物に対する国王の所有権を説くに当り根拠とする「万民法 (*jus gentium*: the law of nation)」については、それが不明瞭な概念であること、それが一般的にイギリスの財産法上重要な要素と考えられていないことを理由に、同理論の弱点であることが指摘される。Kenny & Hrusoff, *op. cit.*, p. 388.

(4) 1 Blackstone, *op. cit.*, at 299

(5) ブラックストーンは、海上難破物を国王の所有物とするロモン・ローの法則は、間接的に海賊や盗賊の略奪をなくするといふ目的と結びつたものであると説き及ぼす。1 Blackstone, *op. cit.*, at 289, Lipka, *op. cit.*, at 99.

(6) Statute of Westminster I, 3 Edw. I, c. 4 (1275)

(7) 77 Eng. Rep. 218 (K.B. 1601)

(8) Id. at 223. フリトンは次の如く記述するとされる。「難破した動産が」もしも海岸で発見されたのであれば難破物 (wreck) であるが、しかし、もしそれらが海岸から遠く離れた海で発見された場合にはその時は誰のものでもないわけであるし、国王も私人とかわらないから何が発見されたか拾得者に帰属する」。Murphy v. Dunham, op. cit., at 508.

(9) 77 Eng. Rep. at 223.

(10) 1 Blackstone, op. cit., 292-294.

(11) プラクトンは次のように説述する。「金・銀その他の貴金属といった財宝が何処で発見されたかは、往時は注視された点であるが、近代法によれば重要ではない。従って、財宝は何人の財産でもなく、往時においては自然法によって拾得者に帰属するとされていたが、現在では万民法 (ius gentium: law of nation) によって国王自身の財産になるのである」。Kenny & Hrusoff, op. cit., 387. なお、本稿前註(2)を参照。

(12) Kenny & Hrusoff, op. cit., p.388, Murphy v. Dunham, op. cit., at 508, Sir Henry Constable's Case, op. cit., at 223.

(13) 172 Eng. Rep. 1383 (Ex. 1834).

(14) 165 Eng. Rep. 87 (Adm. 1798).

(15) Id. at 89.

(16) Kenny & Hrusoff, op. cit., at 391, Lipka, op. cit., at 102.

(17) 166 Eng. Rep. 136 (Adm. 1825).

(18) Id. at 136.

(19) 166 Eng. Rep. 414 (Adm. 1837)

(20) Id. at 416

(21) イギリス商船法については、Temperley, Merchant Shipping Act (7th ed) § §449-541.

(2) アメリカ法における法律構成

(イ) 米国判例法の伝統的原則

アメリカにおける伝統的な法則によれば、合衆国の航行可能水域 (navigable water) において委付又は遺棄 (abandon or derelict)⁽¹⁾された船舶、積荷その他の財産は、所有者においてその権原が意識的に放棄されたものであり、したがって、連邦議会が特にそうした海上遺棄物に対して固有権 (inherent power) を行使し (例えば、一八九九年河川港湾法)⁽²⁾、国がそ

の権原を取得する意思を明確に表明しないかぎり、自然法の原理に則って、それが所有権はこれを発見し拾得した者 (finder) に帰属すべきものとされる。そして、海上の遺棄物はその所有者により権原が放棄されたものとの理論の下に、船骸その他の海上遺棄物について海難救助作業 (salvage operation) によりその占有を最初に取得した者 (海難救助者) は、当該財産の "拾得者" と看做され、それが所有権を得る意思をもって合法的に遺棄物を取得することで法律上の権原を取得することができる。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

ただし、このようなアメリカ法上認められる海上遺棄物に対する拾得者ないしは救助者の優越的な地位は、あくまでそうした財産 (船舶・積荷等) が "委任ないし遺棄 (abandonment)" されたことが前提となった上での法則であるから、原所有者 (original owner) の存在が判明し、原所有者が海上より回収された財産の回復・返却について合理的に期待をし、その権利を主張するようなことのある場合には、もとより原所有者の権利は喪失してはいないから (委任は単なる時の経過だけで構成されるものではない)、そもそも遺棄物の所有をめぐって問題が生ずる余地はない。要するに、原所有者の権利こそ最優先されるのであり、この点は、アメリカ法もまたイギリス法も全く同一である。⁽⁶⁾ しかし、海上の遺棄物に関して原所有者が不明か或いは原所有者が何ら権利主張をなさない場合に問題となる、国家と拾得者のいずれが権利者であるかという争点に関しては、アメリカ法は、伝統的に、連邦裁判所および一部を除く州裁判所の考え方が自主占有によって権原を取得した拾得者の権利が国家の権利に優越するとの方向で一貫しており、したがって、かかる場合に君主 (国家) の権利が優越するとするイギリス法との間に明確な相違がある。もちろんアメリカの裁判所はイギリスのコモン・ローの存在について十分承知し、常にそれを意識しつつ判決してきたことは事実であるが、その一方では、何故に拾得者の権利を国家に優先させるかという理由づけを摸索し、アメリカ法固有の法形成に努めてきたのである。しかして、アメリカの裁判所が、イギリス法から離反し、拾得者の所有権の優越性を認める理由と

はいかなるものであろうか。いま、Lipka 論文及び Kenny & Hrusoff 論文が分析整理するところを一助にそうした理由を要約すれば、次のようにいえる。⁽⁷⁾

(a) 合衆国に適用される法は、純粹な英国コモン・ローではなく、一七七六年（独立革命）以前に植民地（American colony）に存在していたコモン・ロー（植民地時代の法は、植民地の実際上の必要や本国との宗教上・思想上の相違などを根拠に、イギリスのコモン・ローの準則を修正し、コモン・ローからの離反傾向があった⁽⁸⁾）であること。⁽⁹⁾

(b) 合衆国の裁判所は、独立宣言の後まで展開されることになかったイギリスの法則（海上遺棄物に関する英国の法則は、一七九八年の The Aquila 事件にはじまる一連の判決によって確定される―本稿三(1)一八二頁参照―）に束縛されるべきでない⁽¹⁰⁾と確信していたこと。

(c) 合衆国の可航水域において委付された船舶は、それを占有する拾得者に帰属すること。⁽¹¹⁾

(d) 海底（水底）に横たわる委付された動産は、単にその所有者を待ちうけて（awaits its owner）海底に横たわる財産にすぎず、コモン・ローにいう wreck, hotsam, jetsam, legan（難破物・浮荷・投荷・浮標付投荷）のいずれにも該当しないこと。⁽¹²⁾

(e) 合衆国は海から回復される財産の所有権を主張する固有権（the inherent power）を有しているにもかかわらず、今日に至るまで、実際にそうした固有権を行使してはいないし（イギリスの場合は、国王大権が明定されている）、また、立法によってそうした財産は国家が取得する旨の意思が明らかになれないかぎり、裁判所は自然法の原理に則して拾得者支持の立場を採り続けることになること。この最後の理由は、アメリカの法則の弁明の理由としてアメリカの裁判所においてもっとも頻繁に用いられているものである。United States v. Tyndale (1902) 事件⁽¹³⁾、In re Moneys in Registry of District Court (1909) 事件⁽¹⁴⁾、および Thompson v. United States (1926) 事件⁽¹⁵⁾は、そうした海上遺棄物に対する議會

立法権限の不行使を理由に挙げて、拾得者の権利を優先させるアメリカの伝統的な法則を明らかにした事例である。

第一の *United States v. Tyndale* は、公海上で浮遊中のところを発見・引上げられた死体から回収された所持品の帰属をめぐる、合衆国とマサチューセッツ州の検認裁判所が選任した遺産管理人 (Mr. Tyndale) とが互に権利を主張して争ったが、巡回控訴裁判所〔第一巡回区〕の Putnam 裁判官は、次のように述べて国側の請求を退けた。すなわち「本件の問題は、合衆国が (回収財産の) 売得金に対して優先権を有するかである。……当裁判所は、議会がかかるとる売得金に関して規律することが適当であり、それは憲法で保障された議会の権限に属するものと考ええる。しかし、議会はそのような規制をしていなかった。いかなる制定法も、またいかなる確立された実務によれども、合衆国の財務省出納局長がそれを受領できるとはされていないし、また当裁判所が彼に対してその受領を命ずることのできる権限も与えられていないのである」と。また、*In re Moneys in Registry* は、キー・ウェスト沖の海上で救助された綿花入りの樽二〇個の売得金九一〇ドル (売却金の総額から救助費用を控除した残余額、この二分の一に当る四五五ドルは事前に救助者に支払われていた) のうち、所有者の取り分として裁判所に供託されていた四五五ドルについて、最終的に所有者が現われなかったため、再度合衆国と救助者とが権利を主張した事件に対し、ペンシルヴェニア地方裁判所 (McPherson 裁判官) は、「米国の判例の立場は、国が遺棄財産の売得金を取得できる主権 (sovereign power) を行使する意思を表明していない場合には、救助者は、原所有者を除いたすべての第三者に対して売得金の全額につき権利を主張できるとする考え方を支持しているものと思われる」として、結局、救助者に遺棄財産の売得金全額の取得を認めた。*Thompson v. United States* は、こうした二判決の論理の上に、遺棄物及び委付船舶 (derelict and abandoned vessel) に関して同趣旨のルールを確立した代表的判決である。すなわち合衆国請求裁判所は「船舶が合衆国の可航水域又はその他の場所で遺棄ないし委付されるときは、これを拾得し、占有を取得したる者の所有物となることについては

十分に確立されているものと思われる。議会在、合衆国の可航水域内において遺棄され、委付された船舶の売得金が財務省に納入されるべきことを規定できることは疑いが無いが、しかし、そのような法律は制定されていないし、制定されるまでは自然法の原則が支配する」と述べて、アメリカ法の伝統的な法則を確認しているのである。

以上のように、アメリカ法においては、海上の遺棄財産に対する国家主権の不行使を最大の理由として、海上遺棄物については、その拾得者¹⁷救助者が（原所有者に次ぐ順位で）権利者であり、拾得者の権利は国家のそれに優越するとの法原則が二百年を越える判例の法則として確立されているわけであるが、ただ、このような拾得者を国家に上位させるアメリカの法則は、正確に言えば、今日、アメリカのすべての裁判所の一糸乱れぬ法則となつてはななく、近年、フロリダ及びノースカロライナの二つの州最高裁判所が連邦裁判所が採る伝統的法則に反旗を翻し、専らイギリスのコモン・ローの原則である国王大権の理論を根拠として州はその領海内にある沈没船の所有権を取得できる旨を判決しており¹⁶、しかも、そうした判決が契機となつてこれら二州においては、州が所有し管理する水底地（submerged lands）に遺棄された歴史的・考古学的価値のある埋蔵物、遺物等はすべて州に帰属するとする法律が制定されており¹⁷、現在では、右二州に加えて、サウスカロライナ、カリフォルニアなどの沿岸諸州にも同様の規制立法をみることができるのであつて、今後、いくつかの州でこれに倣う法律が現われることも予測される¹⁸（従つて、かかる州法の下では、拾得者はそうした財産権剝奪について償還請求をなすことはほとんど不可能なことになる）。

とつて、Treasure Salvors 事件においては合衆国側が、「Antiquities Act (考古物法)」または「The Abandoned Property Act (遺棄財産法)」が海上における遺棄財産に対して国家主権を行使した立法であると解釈して、合衆国は、一つにはそうした制定法の効力によって、また二つには、イギリス国王の大権の承継者として、難破船 *Atocha* 号に対して法律上の権原を有する旨を主張した。そこで、次に、考古物法及び遺棄財産法などの制定法について検討して

す。

(四) 考古物法 (The Antiquities Act)

The Antiquities Act (「考古物法」と訳す)とは、合衆国法典第一六編第四三一条～四三三条 (16 U. S. C. §§431-433 (1976)) の通称であり、以下のように歴史的意思を有する物件の保護・保存について規定する〔私訳・一部省略〕。

§ 431. National monuments; reservation of land;..... The President of the United States is authorized, (in his discretion), to declare by public proclamation historic landmarks, historic and prehistoric structures, and other objects of historic or scientific interest that are situated upon the lands owned or controlled by the Government of the United States to be national monuments, and to may reserve as a part thereof parcels of land, the limits of which in all cases shall be confined to the smallest area compatible with the proper care and management of the objects to be protected..... June 8, 1906, c. 3060, §2, 34 Stat. 225.

第四三一条〔国定記念物・土地の保留……〕 「合衆国の大統領は、合衆国政府が所有し又は管理する土地の上にある歴史的な遺跡、歴史的及び先史的な建造物、及びその他の歴史的又は科学的な価値のある物件について、布告をもって、国定記念物として任意に指定する権限を有し、またこれとの関連で、当該物件を保護するために適切な注意及び管理ができる最小限の面積で、土地を保留することができる……」。

§ 432. Permits to examine ruins, excavations, and gathering of objects; Permits for the examination of ruins, the excavation of archaeological sites, and the gathering of objects of antiquity upon the lands under their respective jurisdictions may be granted by the Secretaries of the Interior, Agriculture, and Army to institutions which they may deem properly qualified to conduct such examination, excavation, or gathering, subject to such rules and

regulations as they may prescribe:....., June 8, 1906, c. 3060, §§3,4, 34 Stat. 225.

第四三二条〔遺跡の調査、発掘、物件の採集〕 「内務長官、農務長官及び陸軍長官は、各々の管轄下にある土地の上にある遺跡の調査、考古学的な遺跡の発掘、及び考古物の採集について、各当局が訓令する規則及び命令に基づいて、そうした調査、発掘又は採集を執行するに適格と思う団体に対して認可を与えることができる……」。

§ 433. American antiquities Any person who shall appropriate, excavate, injure, or destroy any historic or prehistoric ruin or monument, or any object of antiquity, situated on lands owned or controlled by the Government of the United States, without the permission of the Secretary of the Department of the Government having jurisdiction over the lands on which said antiquities are situated, shall, upon conviction, be fined in a sum of not more than \$500 or be imprisoned for a period of not more than ninety days, or shall suffer both fine and imprisonment, in the discretion of the court. June 8, 1906, c. 3060, §1, 34 Stat. 225.

第四三三条〔米国の考古物〕 「合衆国政府が所有し又は管理する土地の上にある歴史的ないし先史的な遺跡又は記念物若しくは考古物を、それらが存在する土地を管轄する政府各省の長官の許可なく、専用し、発掘し、損傷又は破壊する者は有罪とされ、五〇〇ドル以下の罰金又は九〇日以下の禁錮若しくは併科に処す。……」

いわゆる「考古物法」(一九〇六年六月八日制定)は、アメリカ合衆国の歴史的な記念物を保存するために制定された法律である。本法は、史跡等に対する大統領の記念物指定権限並びにその保存のためにする土地収用権限に関して、「合衆国政府が所有し又は管理する土地にある (upon the lands owned or controlled by the Government of the United States)」とし、また、行政官庁による史跡の調査発掘等の認可との関係でも「各省が管轄する土地にある (upon the lands under their respective jurisdictions)」として、いずれも法の適用範囲について制限的ないし条件的な定めをしてい

る。本法にいう「土地 (Lands)」の意味については、法律条文自体に明らかでなく、したがって、それがいわゆる陸地 (dry-land) のみを限定的に指す狭義の概念か、それとも海陸棚など水面下にある土地をも包含する概念であるかについては議論の生ずるところである。この点、同法の施行規則を収めた連邦規則法典第四三の第三条一項―一七項 (C.F.R. §§3.1-17 (1977)) においても“lands”の概念を決定づける文句は存在せず、判然としない。⁽²⁰⁾ また、現在考古物法の下で指定されている六〇数件の国有記念物 (第四三一条の末尾に一覧される。例、グランドキャニオンヘアリソナク、自由の女神像ヘニュー・ヨークなど) がすべて陸地上又は陸地に囲まれたものであるからといって、それが同法の Lands の法律的概念を帰納的に確定するものでないこともいうまでもない。

Treasure Salvors 事件においては、地裁及び第五巡回区とも、考古物法の適用範囲を厳密に解し Atocha 号が横臥する場所が領海の外側の大陸棚の上であり、合衆国が所有ないし管理する土地の上に存在しない旨を指摘して、同法を理由とした合衆国側の財産権の主張が排斥されている。

翻って、「考古物法」以外の連邦制定法をみると、“土地”なる語について水面下の土地をも含むものと定めて、連邦政府の管轄権を拡大する法律がある。一九五三年八月七日、外縁大陸棚の天然資源開発に関して連邦政府の排他的規制権限を確保することを目的として制定された「外縁大陸棚土地法」⁽²¹⁾ (Outer Continental Shelf Lands Act: OCSLA, §§2-15, 43 U.S.C. §§1331-1343) である。また、右法に、数カ月先立つ一九五三年五月二二日、合衆国の沿岸諸州が歴史的な事実に基づいて領海 (一般には、海岸線 (coast line) から海方向へ三マイルの内水 (inland waters) をいうが、メキシコ湾に州界を有する五州のうち、テキサス・フロリダの二州の場合は三海里 (九マイル) とされる。第一三〇一条(a)(2)参照) の可航水域下の土地 (lands beneath navigable waters) 及び天然資源 (natural resources) に対して、所有権並びにリース交付の権限を有し、その管理開発ができることを承認した「水底地法」 (Submerged Lands Act, 43 U.S.C. §1301-1315) と通称される

法律が成立している。⁽²²⁾ これら二つの制定法は、一九四五年九月二八日、合衆国大統領トルーマン (Henry S. Truman) が、公海の下にあるが合衆国の沿岸に接続する大陸棚の海底及び地下の鉱物資源に対して合衆国が管轄権及び規制権を有する旨を宣言した大陸棚宣言 (いわゆるトルーマン宣言)⁽²³⁾ に基づいて世に送り出された法律である。

外縁大陸棚土地法 (これは、43 U. S. C. §§1331-1343 (1976) の通称である) の第三条 (第一三三二条) は、“外縁大陸棚” (“outer Continental Shelf”)、すなわち可航水域の下の土地の区域の海方向で外側に存在するすべての海面下の土地 (第一三三二条(a)項参照) に対する連邦政府の政策宣言と排他的な管轄及び管理について次のように規定する。

§ 1332 Congressional declaration of policy: Jurisdiction; construction.

(a) It is declared to be the policy of the United States that the subsoil and seabed of the outer Continental Shelf appertain to the United States and are subject to its jurisdiction, control, and power of disposition as provided in this subchapter.

(b) This subchapter shall be construed in such manner that the character as high seas of the waters above the outer Continental Shelf and the right to navigation and fishing therein shall not be affected.

第一三三二条〔議会の政策宣言、管轄、解釈〕「(a) 外縁大陸棚の海底及び地下は合衆国に帰属しかつ本節において定める合衆国の管轄権、管理及び処分権限に服することを、合衆国の政策として宣言する。(b) 本節は、外縁大陸棚上の水域の公海としての特質並びにその航行及び漁業権が影響を受けない方法で解釈されるものとする。」

本条に関しては、外縁大陸棚土地法に関する最初のケースである一九六一年の *Guess v. Read* 事件⁽²⁴⁾ において、連邦第五巡回区が、同法 (第一三三二条) は専ら大陸棚の海底及び地下の鉱物資源に対する連邦の一般的管轄権及び所有権を主張すべく制定された法律であると解釈され、また、同じく第五巡回区は、同年の別のケース *Pure Oil Company*

v. Snipes⁽²⁵⁾ において、再び外縁大陸棚土地の適用範囲について検討し、同法は包括的かつ無制限なる合衆国の主権が主張されかつ達成されたものであることが強調された。その後、第五巡回区は、一九七〇年の *United States v. Ray* 事件⁽²⁶⁾ において、合衆国がその領海の外側の礁脈 (reefs) に対して主権及び管轄権を有する旨を判示して大陸棚土地法の制定に当り議会在合衆国に授与した "優越する権利" (Paramount Right) は大陸棚の海底及び地下の天然資源に関する支配権を含むとの法則を確認した。そして、一九七五年には、連邦最高裁判所が、水面下の土地に対する州の主権が争われた *United States v. Maine* 事件⁽²⁷⁾ において初めて外縁大陸棚土地法を吟味し、同法は連邦議会在三マイルの境界線 (一般に、海岸線から三マイルは各沿岸の州の管轄水域とされる) を越えた海底に対して合衆国が優越する権利を有するとの議会の考え方を断固実現した法律であると判示したのであった。

ところが、伝統的な意味による領海の外の水域に対する国家主権の問題は、一九五八年にジュネーブで開催された国連海洋法会議で採択されたいわゆる大陸棚条約 (Geneva Convention on the Continental Shelf) が取り扱うところでもある。そして、この条約によれば、「沿岸国は、大陸棚に対して、大陸棚を探査し、及びその天然資源を開発するための主権的権利を行使する」と規定されており、アメリカにおける同条約の発効 (一九六四年九月一〇日) に伴い、条約の規定と外縁大陸棚土地法の規定との間に矛盾があるときは条約の規定が国内法の規定に取って代わるとされる結果⁽²⁸⁾、「外縁大陸棚の海底及び地下 (the subsoil and seabed of the outer Continental Shelf) は合衆国に帰属し、かつ合衆国の管轄権、管理及び処分権限に服すると規定する外縁大陸棚土地法第三条 (第一三三二条) の適用範囲は、大陸棚条約に規定されたる "天然資源" (natural resources) — 海底及び地下の鉱物その他の非生物資源並びに定着種族に属する生物……をいう (条約第一条(2)項) — に限定されることになる。

Treasure Salvors 事件では、合衆国側から考古物法にいう「合衆国が所有し管理する土地 (lands owned or controlled

by the Government)」なる語句との関連で、初めて「外縁大陸棚土地法」及び「水底地法」が援用され、考古物法はそうした法律の補強によって外縁大陸棚の海底又は地下に対しても適用があると主張されて、外縁大陸棚上に横臥する Atocha 号に対する合衆国の管轄権及び管理権限が主張された（なお、本件において合衆国側は国は、英国国王大権の継承者として海上で遺棄されかつ市民により拾得されたる動産に対して占有権を有する旨が主張されている）。

これに対して Treasure Salvors 判決（第五巡回区）は、外縁大陸棚土地法の立法的背景や同法の解釈を示した Guess v. Reed, United States v. Maine などの先例的意義について綿密に検討した上で、同法における天然資源開発の管理という目的の下での管轄権の拡大は、国家主権について一般的・包括的に主張するものではなく、あくまで同法の目的を達成する上で必要な限定された権限の拡大を行なったものであるとする。また、Treasure Salvors 事件の裁判所は、大陸棚条約に関して国際法律委員会（ILC）が作成したコメントが、大陸棚の天然資源の管理についての署名国の権利につき「その権利は、海底に横臥し又は地下の砂に被われた難破船及びその積荷（金塊を含む）の如き物件には適用されないものと了解する」とする部分を引用し、条約並びに外縁大陸棚土地法の下で合衆国が難破物に対して限定的な管理しかできないことが明白に表示される以上は、そのような合衆国の管理は考古物法のために領土管轄権を拡大し、天然資源及びその開発とは完全に無関係な行為に対して拡大することを意図するものではないとして、合衆国側の請求を斥けたのである。

㊦ 遺棄財産法 (The Abandoned Property Act)

The Abandon Property Act（「遺棄財産法」と訳す）とは、合衆国法典第四〇編第三一〇条（40 U.S.C. §310）の通称であり、本法は、南北戦争（Civil War: 1861-65）によって遺棄された財産を保全・蒐集する目的のため、一八七〇年六月二二日に議会が行なった共同決議（Joint Resolution）⁽²⁸⁾によるものである。本法は次の通りである（私訳、一部分の

み)。

§ 310. Abandoned property The Administrator of General Services is authorized to make such contracts and provisions as he may deem for the interest of the Government, for the preservation, sale, or collection of any property, or the proceeds thereof, which may have been wrecked, abandoned, or become derelict, being within the jurisdiction of the United States, and which ought to come to the United States, and in such contracts to allow such compensation to any person giving information thereof, or who shall actually preserve, collect, surrender, or pay over the same, as the Secretary of the Treasury may deem just and reasonable..... R.S. §3775; June 2, 1965, Pub. L. 89-30, §4, 79 Stat. 119.

第三一〇条〔遺棄財産〕 「総予備隊長官は、合衆国の管轄内に存在し、また合衆国に到達するはずの、難破し、委付され、又は遺棄物となりたる財産の保存、販売又は収集、若しくはその売得金に関して、政府の利益になると考える契約及び條款を作成する権限を有し、また、そうした契約において、遺棄財産について情報を提供し、又は現実に保全、収集、引渡又は金員の支払をなしたる者に対して、財務長官が適正かつ合理的と思うような補償金を支給する権限を有する……」。

本法については、早くから連邦の裁判所により吟味され、そのパラメーターが抽出されている。一八七二年の Russell v. Forty Bales Cotton⁽³⁶⁾ はその嚆矢たる判例であり、そこで展開された遺棄財産法及び一八七〇年共同決議についての解釈はすべての後続の判例が倣うところとなる。本件は、海上に遺棄された四〇個の綿花入り木樽の売得金から救助料裁定額を控除した残余額をめぐり、遺棄財産法及び英法の法則を根拠に国庫納入を主張する合衆国と、そうした問題について規律する国内法がない以上は国際法の法則に従って遺棄物の拾得者が占有を取得する旨を主張す

る拾得者との間で争われたケースにつき、フロリダ連邦地方裁判所 (Locke 裁判官) は、遺棄財産法は南北戦争の結果遺棄された財産についてのみ適用がある旨を判決している。

(1) 委付 (abandonment) とは、所有者が返還を期待ないし意図せず、その物に関する一切の権利・権原及び占有を故意に放棄することであり、沈没船・遭難船の所有者がこれを委付してその権原を完全に放棄できることは法において確定される場所である。委付があったとされるかどうかは、あらゆる情況に基づいて判断される事実問題であるが、最も重要な要素は放棄の意思 (intention) であり、したがって、所有者が依然として救助の意思あることを明らかに表明するかぎり、単なる歳月の経過によって当然に委付となることはない。Lipka, op. cit., at 102 note 28, Kenny & Hrusoff, op. cit., pp. 392-393.

(2) Nippon Shosen Kaisha, K.K. v. United States, 238 F. Supp. 55 (N.D. Cal. 1964) は、委付が故意にでた財産権の放棄であり、いったん委付された財産が第三者により取得されれば、財産権を放棄した従前の所有者は再びそれを取戻すことができない旨を判示する。

(3) 一八九九年河川港湾法 (The River and Harbors Act of Mar. 3, 1899 Chap. 425, 30 Stat. 1151 § 9-20, as amended, 33U.S.C. § 401-466(k) (1970)) 一般に「船骸撤去法 (Wreck Removal Acts) と通称される一は、合衆国の可航水域において発生する船舶の沈没等の航行障害的事態に関して陸軍長官が船骸等の破壊・撤去・売却権限を有するものとしており、合衆国が海上の難破物に対して国家規制権限を行使した唯一の立法例である。河川港湾法については、重田晴生「アメリカ法における船舶所有者の難破物除去責任」(神奈川法学一四卷「一九七八年」一号一頁以下参照)。

(4) 合衆国の可航水域上で遺棄された船舶その他の財産が拾得者 (発見者) に帰属することは、そもそもが自然法の原理であり、米法上、早くから確立されてきた法則である。また、委付船舶に対する海難救助と所有権の関係については、比較的最近の判決である Wiggins v. 100 tons, More or Less, of Italian Marble, 186 F. Supp. 452, 457 (E.D. Vir. 1960), Rickard v. Pringle, 293 F. Supp. 981, 985 (E.D. N.Y. 1968) が、salvor Ⅱ funder のルールを明確にして米国の伝統的な法則を確立している。前者の Wiggins 事件は、ヴァージニア州のプリンセスアン沖合の海底にトップマストの先端だけを海面に突き出した状態で半世紀以上 (一八九四年—一九六〇年) もの間沈没したままにされていたノルウェイの帆船から、積荷の一部 (イタリア産大理石一二三三トン) が引き揚げられ、これにつき救助の調査・作業にあたった原告から、拾得者として引揚物に対する所有権確認の訴が提起された事件である。右につき、ヴァージニア連邦地方裁判所 (Hoffman 裁判官) は、単なる時の経過や権利の不行使 (lapse of time and non user) がそれだけで十分に委付を構成するとはいえないとしながらも、結局は沈没船や積荷が六六年間もの間そのままの水没状態であるという情況の下では委付の意思があったとみるのが相当であるとして、原告が引揚物の権利者である旨の判決を

下したが、この点、同地裁は「*The African Queen*, 179 F.Supp. 321 (O.C.Va.1960) 事件の場合のように委任についての積極的な行為があれば、それが所有権の放棄となり、救助作業によって占有を取得したる者が *animus revertendi* (撤回の意思) の法則—即ち、所有者は返却の意思がない—に基づいて拾得者と看做される。at 456」と述べて、救助者—拾得者のルールを明らかにした。また、後者の *Rickard v. Pringle* は次のような事件である。一九六二年の夏、原告 *Rickard* はニュー・ヨーク州ロングアイランドのポイント・ルックアウト (*Point Lookout*) 沖合でダイビング中、一九〇二年に座礁沈没し遺棄されていた *Acara* 号を発見、約一カ月の救助作業のち、同船のプロペラ部分を引き揚げた。しかしその後になって、被告から、原告と交した協定文書（一九六七年五月二日付の一七カ条からなる協定書）を根拠に、プロペラの所有権に対し異議が提起され、救助作業も妨害された。右の事実につき、ニュー・ヨーク連邦地方裁判所 (*Abruzzo* 裁判官) は、まず原告が遺棄物である *Acara* 号について救助をなす権利を持つとした上で「原告は首尾よく救助作業を遂行し、それを一時も中止をしなかったから、最初の救助者が適法に占有する権利を有するのである。*Acara* 号は六〇年以上も遺棄された状態で海底に横たわっていたのであるから、救助されたプロペラは、法の効力に基づいて原告の所有に帰属する。ただし、最初の拾得者 (*first finder*) は、適法かつ公正にそれを用し、かつその所有者にならうとする意思でその占有を取得しているからである。at 984」と述べている。

- (5) ただし、本文に述べた伝統的法則のうち遺棄された船舶・積荷を救助しその占有を取得したる者（拾得者—救助者）が自動的に拾得物を独占的に占有するとする伝統的立場の構成については、米国の著名な海事法曹ノリス (*Martin J. Norris*) が反対する。ノリスは海上財産に関する所有権の問題について別のアプローチをする。すなわち、たとえ船舶が回復ないし返却の期待をもたずに委付されたる場合でも、所有権はなお船主にとどまるのであるから、救助者は単なる占有権だけを取得することになり、救助物の所有権ないし権原を取得するものではない。つまり、海上で財産の所有者が死亡しても、彼の権原が剝奪されるわけではないから、救助者は単に占有救助による先取特権 (*passessory salvage lien*) を取得するだけである。したがって、海上遺棄財産については海難救助法が適用され、拾得物法を適用することはできない。これが、ノリスの見解である。Norris, *The Law of Salvage* (1958) §150 cited by Lipka, *op. cit.*, at 107 note 54.
- しかし、ノリスの理論は、他にこれを支持する学説もなく、また判例も、本文に示した六〇年代の *Wiggins* 事件及び *Rickard* 事件において否定され無視されている。

- (6) *Kenny & Hrusoff, op. cit.*, pp.392-393, *Lipka, op. cit.*, pp. 102-103. 代表的判例として *Murphy v. Dunham*, 38 F.503 (E.D. Mich.1889) がある。本件は次のような事件である。くり材石炭一、三七五トンを積載したスクーターがバッファローからシカゴに向う途中、エヴァンズトンの沖合で投錨停泊中、暴風雨の直撃をうけ、船・積荷ともミシガン湖深く水没し全損となった。一八八三年五月の出来事である。事故後、船舶および積荷は直ちに保険委付され、しかる後、同年六月、積荷を代位取得した保険会社は、積荷の所有権を救助作業会社を営む *Murphy* 氏 (原告) に譲渡した。その後、七・八月頃になって船舶・積荷の沈没位置が確認されたが、同年内にそれらの引揚は試みられな

った。しかるところ、翌年の六月になって、スターナーの所有者 Dunham (被告) は、調査隊を用意し、Murphy 及び積荷保険者の許可・授權なしに積荷の引揚作業(船舶の回収はまったくなされず)を開始した。そして、九八トンの石炭を引揚げ、これをシカゴの一般市場にて四、五一五・二五ドルで売却した。Murphy から救助者 Dunham に対して横領(所有権の侵害)の訴が提起された。これに対し、Dunham は原告は積荷が沈没した時又はその所在が確認された時から一年以内に積荷の占有を取得する手続をとらなかつたから、原告はその権利を放棄したのであって、その権限は自己ないしはその他救助を行なう者が取得するのである。そして、救助された財産は、合衆国または自治権があるイリノイ州ないしは発見者自身に帰属するとして争った。右事案につき、ミンガン地方裁判所(Brown 裁判官)は、この先例として典拠すべきものない事件(case of first impression)について、広範囲に検討を加え、いくつかの法理を打ちたてている。そして、拾得者と原所有者との関係では、拾得者は、所有者が船舶又は積荷に対する彼の権原を放棄していなければ、所有者に優先して権利を主張することができる旨を判示している。

- (7) Lipka, op. cit., pp.103-104, Kenny & Hrusoff, op. cit., pp.393-395.
- (8) 詳しくは、田中英夫・アメリカ法の歴史・上三九頁以下を参照。
- (9) United States v. Tyndale, 116 F.820 (1st Cir. 1902). 巡回控訴裁判所〔第一巡回区〕は次のようにいう。「我々の植民地のポリシーは、難破物や当然に海難事故の結果だと思われるような情況で公海を漂流する財産に関する英国の法則とは根本的に相違しており、この違いは、制定法の中に規定されたものを除いて、現在でもコモン・ローとして承認されている (at 823.)」。
- (10) cf. Coleman Davis, 120 So.2d 56,58 (1st Dist. Ct. App. Fla. 1960).
- (11) Thompson v. United States, 62 Ct. Cl. 516,524 (1926).
- (12) Murphy v. Danham, 38 F. 503,509 (E.D. Mich. 1889) 判決は、英国のウェストミンスタ第一法律が同事件に適用されない理由の説明として次のように述べる。「湖底に置かれた石炭は、コモン・ローによる『海の難破物 (wreck of the sea)』ではない。ヘイル卿 (Lord Hale) は、彼の著書『De Jure Maris』37 の中で wreck を次のように説明する。『wreck には二つの意味がある。第一は厳密な意味で、陸地又は海岸に打ち上げられた動産、第二は一種の海上漂流物つまり Hotsam, jetsam, ligan といふ』と。それ(海底に置かれた石炭)は水上に漂流してないから Hotsam ではないし、船舶を保全するため海中に投ぜられたのでないから jetsam でもない。また、ラテン語の "ligo" なる語が浮標を付さねばならぬことを意味するからといって ligan である (at 509)」。
- (13) 116 F. 820,823 (1st Cir. 1902).
- (14) 170 F. 470,475 (E.D.Pa. 1909).
- (15) 62 Ct.Cl. 516,524 (1926).

(19) *State ex rel. Ervin v. Massachusetts Co.*, 95 So. 2d 902, 909 (Fla. 1956), *State ex rel. Wade v. Flying "W" Enterprises, Inc.*, 160 S.E.2d 482, 494 (N.C. 1968). である。前者のフロリダ最高裁判決は、米国の連邦並びに州裁判所が一九〇年の伝統の中で定着させてきた法則に初めて離反した判決として意義がある。この事件は、メキシコ湾のフロリダ海岸沖に沈没する古い軍艦 *Massachusetts* 号をめぐるサルベージ会社とフロリダ州とが権利を争ったケースである。同艦は一九二二年に合衆国沿岸砲兵隊が演習中攻撃目標として撃沈したものであるが、現在では、同艦が沈没する近辺は大公望の格好の漁場となり、また、同艦はその砲塔の一部を水面上に突き出しているために付近を通る小型船の航行目印となっていた。サルベージ会社であるマサチューセッツ会社が同艦の引揚作業を開始したところ、フロリダ州が、英国 *ロモン・ロー* に基づく大権 (*sovereign prerogative*) により州は同艦に対し所有者利益を有すると主張して差止を請求した。右につき、フロリダ最高裁判所 (*Roberts* 裁判官) は、カーヴァー (*Carver's Carriage of Goods by Sea*) の一節や *Constable's Case* をはじめとする一連の英国判例、および *ウエストミンスター第一法律*、それに海上の遺棄物について規定する州法などを根拠に「難破船は、*ロモン・ロー* 上の *derelict* (遺棄物) にあたり、そしてそれは、判例により、一年が経過することによって国王に帰属するものとされる。本件の場合、財産はフロリダ州の領海内にあるから、州に帰属すると判断する」と述べて、州の占有権又は船骸に対する権原を確認して州の差止請求を認める判決を下した。

本判決については、*Lipka* 及び *Kenny* 二 *Hrusoff* の両論文が痛烈にこれを批判する。以下に、これらの論文が指摘する批判を要約整理しておく。(イ) 判決 (*Ervin* 判決、以下同じ) は熱心に *ウエストミンスター法* を考慮し、問題の軍艦が一年の経過によって国に帰属するとの見解を述べるが、同法は *wreck* (難破物) のみに適用される法律であり、国王の大権を *foltsam, jetsam, ligan* に拡大したのは *Constable's Case* (1601) である。沈没した軍艦は、*wreck* に当らない(けだし、軍艦は海岸に到達していなかったしまたそれは任意に沈没せられたがゆえである)ばかりか、*wreck* 以外のいずれのカテゴリーにも属しない。また、一七七六年以前においては沈没船 (*sunken vessel*) はいかなる場合にも国王大権の一部を成していなかった。(ロ) 判決は、一九〇年にわたる連邦および州の裁判所判決をほとんど無視して、米法から遠く追いやられ、かつそのすべてが一七七六年以後に判決された英国の判例に専ら依拠している。また、英国 *ロモン・ロー* においても、遺棄物が国の領海内にあるという理由のみによって国に帰属すると述べた判決は見当らないこと。(ハ) 判決は、*ブラックストーン* などその時代の学説に全く触れず、*カーヴァー* を引用して州にとって有利な初期の *ロモン・ロー* の解釈をしている。*Lipka*, *op. cit.*, pp.105-107, *Kenny & Hrusoff, op. cit.*, pp.397-398. このように、*Lipka* 及び *Kenny & Hrusoff* は *Ervin* 判決の論理の不合理性を指摘して、ともに同判決を米法の伝統的法則の中でどのように位置づけたいか苦悩を示している。ただ、両者(特に、*Kenny & Hrusoff*) は、*Ervin* 判決は別の理由によって結論的には正当化される判決であろうことを示唆しており、*Kenny & Hrusoff* によれば次のように説明される。すなわち、同事件の場合、救助会社は、単に船骸の引揚作業に着手したにすぎず、その沈没位置に *パイ* を立てるといった行為では単に救助の意思 (*intention*) を表示するだけのもの

で、法による保護をうける占有をなしたことになるのに対し、一方のフロリダの人民は、沈没した軍艦について漁場や海上交通の目標として長いこと利用してきており、彼らはそれによってすでに占有 (possession) を取得していたものといえるから、この占有を基礎に州に対して所有権を与えるという理論構成 (これはフロリダ最高裁判所の採る論理ではないが) によれば、Ervin 判決は正当化されるかも知れないし、しかも米国の多数の法則と何ら矛盾しない判決である、とする。Kenny & Hrusoff, op. cit., at 398.

一方、後者のノースカロライナ州最高裁判所判決は次のような事件である。一九六二年に原告たるノースカロライナ州は、古文書歴史省 (Department of Archives and History) を通じて、南部連邦塞鎖に使われた三隻の古船 (SS. Modern Greece, SS. Plantan, SS. Ranger) とその他三隻の汽船 (SS. Venus SS. Ella Beauregard, SS. Condor) の潜水調査作業を指揮監督した。一九六五年になって、被告会社 (Trying "W" Enterprises, Inc.) は、その従業員に潜水を命じ、州の許可を得ずに、Modern Greece 号や州が作業をしていなかったスペインの私掠船 Fortune 号などから、鉛棒・銅管・金属棒など歴史的価値を有する品物を持ち去った。そこでノースカロライナ州は、同州の沿岸三マイルの領海内海底に在るそれらの沈没船に対して州の権利を主張して、被告の潜水作業の永久的中止を要求して訴訟を提起した。これに対し、ノースカロライナ最高裁判所 (Parker 裁判官) は、先例としてフロリダ最高裁判決 (Ervin 判決) を引用しながら、コモン・ローの法則を反覆し、州勝訴の判決を下した。

(17) FLA Stat. Ann. ch. 267.061 (Supp. 1969), N.C. Gen. Stat. §121-22~28, cited by Lipka, op. cit., p.108 note 60. 例えば、フロリダ州法の場合は、州の政策として、科学的又は歴史的な価値を有する遺跡、財産、建造物、遺物、埋蔵物及び考古物記念碑・化石・インディア人居住地、沈没しないしは遺棄された船舶……などを含む一の保護保存を宣言し (§267.061(1)(a))、埋蔵物、遺物及び固有の又は歴史的かつ考古学的価値を有するもので州所有の土地又は水底地に遺棄されたものは、すべてフロリダ州に帰属し、その管理及び保存のためにその権原はフロリダ古文書歴史委員会 (Florida Board of Archives and History) に付与されるものとする旨定める (§267.061(1)(6))。

(18) S.C. Code Ch. 7 §54-7-210~280 (Supp. 1981), Cal. Pub. Res. Code §6309 (West 1959). サウスカロライナ法は、第七章「難破船及び海難救助作業」の第三節「海難救助作業の規制」にかなり詳細な規定をおいており、注目される。同法はおよそ次の通り。第五四一七一一〇条「州内の可航水域の海底及び平均的な低水標から測定して大西洋の海方向へ一海里延長した海底に対する権原、及び難破船、沈没船及びそれらの中にある積荷・テークル・水中の考古学上の遺物などを含めたすべての財産、化石その他の古生物学的素材……で、海底に五〇年以上権利の主張がなされないままの状態にあるものに対する権原は、サウスカロライナ州に帰属するものとする。第五四一七一一〇条 (a) 難破船、船舶、積荷、テークル及び水中の考古学的遺物の保管管理者はサウスカロライナ大学の考古学人類学研究所であり、同機関はそうした水中の財産の保存及び救助のため必要な規則を定める権限を有する。(b)……(c)……省略」。

一方、カリフォルニア法の場合は、簡潔であり、州が、州の水底地上の海難救助作業について排他的管轄権を有し、そうした水底地上の海

難救助作業の実施については州が許可証を発行することなどを定める。

- (19) 州によるこうした立法規制については、それが連邦海事法 (Federal maritime law) に対する干渉とならないかが一応問題になる。現在のところ判例がなく、学説の見解も統一されていない。(Lipka 氏は①現在の州法(例：フロリダ州法)が州の権利を歴史的価値ある物件 ("articles of historical value") にはきりと限定していること、②歴史的遺物を保存するパブリックポリシーの優先、③歴史的遺物は海難救助法の伝統的観念になじまないこと、④領海内で拾得された歴史的な財宝に対する規制は "maritime but local" の法則の適用をうけ、連邦海事法の統一性を乱すものではないこと、といった理由を挙げて消極的に解釈する。(Lipka, op. cit., pp.108-109.)。一方、ノリス氏は、遭難した財産を無事に所有者に提出するのが海難救助者の義務であり、州が所有権を主張することは拾得者の救助料報酬を減少させ寛大に報酬を認めて遭難した財産の回収を奨励する海事法のポリシーにも衝突する、として憲法問題となるとの見解を採る (Norris, op. cit., §157)。Lipka, op. cit., pp.108-109.
- (20) Jeffrey E. Jones, op. cit., p.477. これに対して John S. Butler は The Antiquities Act (§§432,433) による "land" なる語を明らかに「陸地」のみに適用される趣意に解釈しており、連邦規則法典はそうした意味であることを示しているとする。また Butler は、同法の管轄権の範囲は現行の管轄権を意味し、伝統的な合衆国の領海 (territorial water) 内の範囲に限定されるものと解釈している。Butler, op. cit., p.172 note 26.
- (21) 「外縁大陸棚土地法」なる訳は、大陸棚石油開発協会の訳語 (「大陸棚石油協会訳出・アメリカ合衆国外縁大陸棚土地法(一九七九年七月)」) によった。本法の起草者は Oliver L. Stone, United States Legislation relating the Continental Shelf, 17 International and Comparative Law Quarterly, p.103 (1968) (特に pp.107-116) 参照)。右文献を含め、僚友の武山真行中央大助教授から海事国際法に関して貴重な資料の提供と有益なる助言を受けた。記して感謝を申し上げる。
- (22) Submerged Land Act は、合衆国議会が、沿岸三マイル以内の海底に対して合衆国が絶対的支配権と排他的管轄権を有するとした連邦最高裁判所による三〇〇判例 (United States v. California, 332 U.S. 19(1947), United States v. Louisiana, 339 U.S. 699(1950), United States v. Texas, 339 U.S. 707 (1950)) を克服するための制定された法律である。本法の起草者は Stone, op. cit., pp.105-107 を参照。
- (23) Pres. Proc. No. 2667, 10 Fed. Reg. 12303, 59 Stat. 884(1945). ロケルーン宣言によれば「大陸棚 (continental shelf) の語は、この定義が与えられていなかったが、同時に公表されたホワイトハウスプレスによって、大陸に接続しかつ水深一〇〇フィート (六〇〇メートル) の水底を大陸棚とすることが明らかにされた。鷲見一夫他・深海底資源と国際法、二四頁 (鷲見執筆)。Stone, op. cit., p.107.
- (24) 290 F.2d 622, cert. denied, 368 U. S.957 (1962).
- (25) 293 F.2d 60,62 (5th Cir. 1961).

- (26) 423 F.2d 16,11 (5th Cir. 1970).
- (27) 420 U.S. 515(1975). 本件について「一九七七」アメリカ法二五七頁以下に曾野和明教授による紹介がある。
- (28) Submerged Land Act §2(a)(2), 43 U.S.C. §1301(a)(2). なお、州の管轄水域内の可航水域下の土地・天然資源は州が権原及び所有権を有す
 事。Id. §3, 43 U.S.C. §1311.
- (29) J.Res. 75,41st Cong., 2d Sess., 16 Stat. 380 (1870).
 この共同決議は、遺棄財産法 (Abandoned Property Act) の先駆立法であり、次のように規定する。「財務長官は、合衆国の管轄内に存在し、また合衆国に到達するはずの、難破し、未付され、又は遺棄物となりたる財産若しくはその売得金、または最近いわゆるアメリカ南部連合またはその代理人に所有されないしはそれに支払われ、現在は合衆国に帰属し、現在は個人、法人又は地方自治体が保留する金額、税その他の利益について、政府のもっとも都合のよい契約及び條款を作成する権限を有する」。
- (30) 21 F. Cas.42 (No.12,154) (S.D.Fla. 1872), *aff'd without opinion*.

【一九八二年一〇月二〇日稿】